

商工監督局 (コロンビア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 附属書 CO. I

略語のリスト

国内官庁： 商工監督局（コロンビア）
CAN Decision 486： アンデス共同体理事会決定第486号
CCo： 商 法
CPC： 民事訴訟法

指定（又は選択）官庁 CO	商工監督局 (コロンビア)		概要 CO																																								
国内段階に入るための要件の概要																																											
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月																																										
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	スペイン語																																										
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）																																										
国際出願の写しを要求されるか？	PCT第20条に基づき国際出願の写しが国際事務局から国内官庁に送付されなかった時点で、出願人が国内段階手続の早期開始を明確に請求している場合にのみ、写しが要求される																																										
国内手数料 ¹	<table border="0"> <tr> <td>通貨：</td> <td colspan="3">コロンビア・ペソ (COP)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>オンライン</td> <td>紙形式</td> </tr> <tr> <td>特許：</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>出願手数料</td> <td>…… COP</td> <td>76,000</td> <td>95,000</td> </tr> <tr> <td>年金</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>－第1年度から</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第4年度の各年……</td> <td>COP</td> <td>266,500</td> <td>320,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(396,000)²</td> <td>(475,000)²</td> </tr> <tr> <td>実用新案：</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>出願手数料</td> <td>…… COP</td> <td>66,500</td> <td>83,000</td> </tr> </table>			通貨：	コロンビア・ペソ (COP)					オンライン	紙形式	特許：				出願手数料	…… COP	76,000	95,000	年金				－第1年度から				第4年度の各年……	COP	266,500	320,000			(396,000) ²	(475,000) ²	実用新案：				出願手数料	…… COP	66,500	83,000
通貨：	コロンビア・ペソ (COP)																																										
		オンライン	紙形式																																								
特許：																																											
出願手数料	…… COP	76,000	95,000																																								
年金																																											
－第1年度から																																											
第4年度の各年……	COP	266,500	320,000																																								
		(396,000) ²	(475,000) ²																																								
実用新案：																																											
出願手数料	…… COP	66,500	83,000																																								
国内手数料の免除，割引又は払戻し	出願人がコロンビア国民の場合には一定の手数料が減額される ³																																										

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。最新の手数料の額については、国内官庁又は代理人に問い合わせをされたい。
- 2 括弧内の額は期日から6箇月の猶予期間内に遅延支払した場合に適用される（CO.09参照）。
- 3 詳細については国内官庁に問い合わせをされたい。

CO	商工監督局 (コロンビア) (続き)	CO
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁴	発明者の氏名及び住所が国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名及びあて名 ⁵ 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知(様式PCT/IB/306)に当該変更が反映されていなかった場合には、当該変更を証明する書類 国際出願日の後に出願人の名義変更があった場合には、国際出願の譲渡証書 出願人がコロンビアに居住していない場合には、代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか?	コロンビアで登録されている代理人	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?	認めない	

4 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合、国内官庁は通知を受領した日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

5 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

国内段階の手續

CO. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

CO. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書CO. I に概説されている。

CCo Art. 543
CPC Art. 63
67

CO. 03 代理

出願人がコロンビアに居住していない場合には、認証不要の委任状を提出することによって代理人を選任しなければならない。コロンビアで登録されている代理人が、代理人として行動することができる。

CAN Decision 486
Art. 26(h)

CO. 04 入手契約書の写し

特許を求める製品又は方法が、遺伝子材料若しくはその派生物から入手又は開発されたものであって、それがアンデス条約の加盟国のいずれかの国を起源とする場合には、入手契約書の写しを提出しなければならない。この要件が満たされない場合、国内官庁は、通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。この期間は、請求があれば、同等の期間について1回だけ延長することができる。

CAN Decision 486
Art. 26(i)

CO. 05 伝統的知識を使用するための許諾書又は認可書の写し

特許を求める製品又は方法が、伝統的知識から入手又は開発されたものであって、それがアンデス条約の加盟国のいずれかの国を起源とする場合には、アンデス条約加盟国の先住民民族、アフリカンアメリカン若しくは地域共同体の伝統的知識を使用するための許諾書又は認可書の写しを提出しなければならない。この要件が満たされない場合、国内官庁は、通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。この期間は、請求があれば、同等の期間について1回だけ延長することができる。

CAN Decision 486
Art. 26(j)
29

CO. 06 生物材料寄託証明書

発明が生物材料に関する製品又は方法についてのものであり、記載内容から当業者が発明の内容を理解又は実行することができない場合には、生物材料寄託証明書を提出しなければならない。

CAN Decision 486
Art. 44

CO. 07 審査

特許は実体審査を受けた後でなければ付与されず、そのために出願人は国内官庁が出願を公開した後6箇月以内に特別の請求を行い、手数料を支払わなければならない（実用新案についてはCO.12を参照）。審査請求には手数料支払証拠を添付しなければならない（附属書CO. I を参照）。出願人から審査請求が行われずにこの期間が経過した場合、出願は放棄されたものとみなされる。

PCT Art. 28
41
CAN Decision 486
Art. 34

CO. 08 出願の補正及びその時期

出願人は、手続中いつでも出願内容の変更を請求することができるが、それによって出願の主題の範囲が拡張されないことを条件とする。

CAN Decision 486
Art. 80

CO. 09 年金

特許が付与された後は、特許の効力を有効に維持するために年金を前払する。各年金の支払期日は、国際出願日の対応日が属する日を含む月の末日である。2年分以上の年金を前払することができる。対応する年度の初日から6箇月の猶予期間内に年金を支払うこともできるが、所定の割増料を伴う。猶予期間中も特許は効力を失わない。年金を支払わなければ、結果として特許は失効する。

CAN Decision	486	CO. 10 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
Art.	39	国内段階6.022から6.027項を参照。国内段階移行時に国内法で規定されている要件を出願人が満たさなかった場合、国内官庁は、通知の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。この期間は、請求があれば、同等の期間について1回だけ延長することができる。
PCT Art.	25	CO. 11 PCT第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。PCT第25条に基づく検査に関し、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否定する場合には、この決定に対して、通知の日から2箇月以内に国内官庁に審判を請求することができる。
PCT Art.	4(3)	CO. 12 実用新案
	43	出願人が国際出願に基づき、コロンビアにおいて特許に代えて実用新案の取得を希望する場合、出願人は、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。審査請求は国内官庁による出願公開から3箇月以内に行わなければならない、手数料支払を条件とする（附属書CO. Iを参照）。
PCT Rule	49bis.1	
	(a),(b)	
	76.5	

手 数 料

(通貨：コロンビア・ペソ)

特 許	オンライン	紙形式
出願手数料	76,000	95,000
審査請求手数料		
－国際調査報告が作成されている場合	1,097,600	1,317,000
期間延長又は期間追加手数料	138,000	169,000
出願の補正又は訂正手数料	72,000	85,000
異議申立手数料	422,500	506,500
年 金：		
－第1年度から第4年度までの各年につき	266,500 (396,000) ¹	320,000 (475,000) ¹
－第5年度から第8年度までの各年につき	414,500 (551,000) ¹	497,000 (662,000) ¹
－第9年度から第12年度までの各年につき	621,000 (828,000) ¹	746,000 (994,000) ¹
－第13年度から第16年度までの各年につき	963,500 (1,274,000) ¹	1,156,000 (1,529,500) ¹
－第17年度から第20年度までの各年につき	1,280,500 (1,708,000) ¹	1,537,000 (2,047,000) ¹
实用新案		
出願手数料	66,500	83,000
審査請求手数料		
－国際調査報告が作成されている場合	578,500	623,500
期間延長又は期間追加手数料	138,000	169,000
出願の補正又は訂正手数料	72,000	85,000
異議申立手数料	422,500	506,500
年 金：		
－各年につき	247,000	300,000
－猶予期間内の遅延支払の割増料	332,000	397,000

国内官庁に対する国内手数料の完全な一覧表は、2018年9月の *Resolución* 69831 に掲載されている。これらの手数料は、それが施行される年に適用されるインフレ率によって、年度ごとに再計算される。

手数料の支払方法

すべての手数料の支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示しなければならない。

手数料の支払はコロンビア・ペソ建によって、現金、小切手、又は、Banco Bogotá, Sucursal Bogotá の口座番号 062754387、口座名義人：D.T.N. Recaudo Superintendencia de Industria y Comercio. Recaudo Nacional. Código Rentístico 01 宛の銀行振替若しくは銀行送金で行わなければならない。

1 括弧内の額は期日から6箇月の猶予期間内に遅延支払した場合に適用される（CO.09参照）。